

## 「多職種チームによる訪問支援事業」の実施について

## 1 主 旨

未治療や治療中断等の対応が困難な精神障害者や精神疾患患者等の事例や、精神障害者の退院後支援に関する計画作成等に対応するため、世田谷保健所に「多職種チーム」を設置し、総合支所保健福祉センターの保健師等と連携した「多職種チームによる訪問支援事業」を実施する。

## 2 事業の体制、概要等について

## (1) 多職種チームの構成等

世田谷保健所に、以下の職種を配置した「多職種チーム」を設置する。

職 種	配置数	主 な 役 割
保健師（常勤・再任用） <sup>1</sup>	3名	全体調整・同行訪問・助言等
精神保健福祉士等（非常勤） <sup>2</sup>	3名	同行訪問・計画策定・支援調整等
専門医師（雇上げ）	1名	同行訪問・助言等

1 保健師は、その他の精神保健業務も担う

2 新規採用予定

## (2) 取り組みの内容等

「多職種チーム」の構成員は、定期的に総合支所保健福祉センターに出張し、地区担当保健師等と連携を図りつつ、支援等が必要な未治療・治療中断等の精神障害者等（疑いのある者を含む）への訪問支援や医療・福祉サービスの利用支援等に取り組む。

## (3) 対 象

支援等が必要な未治療・治療中断等の精神障害者等（疑いのある者も含む）  
その他、所属長が必要と認める者

## (4) 事業実施時間

平日 9時～17時

## (5) 効 果

精神保健福祉士等が総合支所に出張することで、精神障害者等に地域の身近な社会資源を活用した支援等に迅速につなぐことができる。  
訪問支援事業を庁内連携で行うことにより、事務手続きをより簡素化できる。  
多職種で関わることで、より多角的な視点で支援を展開できる。  
多職種チームが同行訪問することで、困難事例を地区担当保健師が一人で抱え込むことなく負担感も軽減できる。

## (6) その他

支援期間は概ね6ヶ月とするが、必要に応じて期間短縮や継続等を可とする。  
当面は、総合支所保健福祉センターが管轄する一部地域（世田谷、玉川、砧地域）で訪問支援事業（主に健康づくり課との連携による）を行い、平成32年（2020年）1月から全地域に拡充する。（生活支援課や保健福祉課からの相談等に対しては、必要に応じ適宜、担当する保健師が調整を図り、多職種チームにつなげる。）

引き続き東京都中部総合精神保健福祉センターのアウトリーチ事業の有用性（医師等の同行訪問による見立てや、短期宿泊、一次入所施設の活用等）を踏まえ、状況に応じて引き続き活用する。

### 3 各担当の主な役割

#### (1) 地区担当保健師（総合支所保健福祉センター）

訪問支援事業の第一次窓口としての現状把握、多職種チーム発動の要請等  
訪問支援事業に関するカンファレンス、モニタリングの実施

#### (2) 精神保健福祉士等（世田谷保健所）

地区担当保健師と同行訪問  
訪問支援事業に関するカンファレンス、モニタリングにおける助言等

#### (3) 専門医師（世田谷保健所）

地区担当保健師と同行訪問  
訪問支援事業に関するカンファレンス、モニタリングにおける専門的助言  
スタッフ等の人材育成への支援等

#### (4) 保健師（世田谷保健所）

訪問支援事業全体の体制整備及び各種調整等

### 4 事業費（概算）

15,781千円（特定財源 7,890千円）

### 5 今後の主なスケジュール（予定）

平成31年（2019年） 4月 精神保健福祉士等の配置（世田谷保健所）  
多職種チーム内の研修等の実施

6月～12月

一部地域（世田谷、玉川、砧地域）の訪問支援事業  
の実施（主に健康づくり課との連携による）

平成32年（2020年） 1月 全地域での訪問支援事業の実施

### 6 その他

国は、地方公共団体が行う退院後支援については、各自治体が入院中から病院と協力することが必要と考え、現行法下で実施可能な手順として「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を示している。

一方、精神障害者の措置入院（及び退院）を行政処分として決定する東京都は、第7次東京都保健医療計画（平成30年3月改訂）で、「精神科措置医療等について、今後の国の動向を踏まえ、現行の体制や仕組みを検証し、必要な対応を行う。」としている。

そのため、当初は、当該多職種チームが退院後支援に関する計画作成等についても担うことを想定していたが、当面は国や東京都の動向を注視し、今後の対応等を検討することとする。